

すやこの果敢は頻発するであらう。

近來の小作争議の傾向は小作耕軽減の問題よりも耕作権の問題に重心がたかれば、ある地主は地主會、土地會社によつて小作料の軽減要求に同意賛成を拒否の如く、その共同の力によつて土地の引上げを企て、ある今や中小地主の如く、大地主自身かその正面に立ち、暴行團、警官の擁護の下に、執達吏を以て強割土地収奪——立入禁止——をやり、裁判所は一回の弁論も与へずこれと許すものがある。かくて開争は耕作権と所有權の対立となつた。従つて暴力を藉後にす。地主軍は立禁を以て農民の急所を押さへ、軍は十有余年の血汗を以て築いた農民組合を破壊せんとす。これより香川、安城、岡山、山梨、山梨、農民組合はこれの團結の力と最終的に奮闘し、多面的に組織化して対抗せねばならぬ。これを以ての方法は、

一 農民の農民運動

かゝる形勢に於て日本大衆党は農村闘争に對して一大進出をなすべく、

- 一 立禁絶滅による農民の利益擁護
- 二 農民組合の生存闘争の擁護
- 三 耕作権確立を中心とする完全小作去獲得運動の展開
- 四 農民職線の統一
- 五 農村に於ける党勢の拡大、支部分會の確立及農民組合の於ける吾党勢力の強大化
- 六 勞農團結の強化

(二) 本部の農村対策委員会

右の問題のために本部は農村対策の機関と設置す。この機関は既報の如く当面の農村争議の援護と、農村綱領（土地問題の解決）の作成との二機關よりなり、尤の如し。

(一) 農民組合関係の援護と團結を組織し弁護士の連絡統一を合理化す。

（二）農村争議の援護と團結を組織し弁護士の連絡統一を合理化す。